

利用契約書

(認知症対応型共同生活介護)

様 (以下「利用者」と言います)と 社会福祉法人成和会 (以下「事業者」と言います)が開設する菊水苑喜志の郷(以下「事業所」と言います)が、利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において介護等のサービスを提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約の期間)

この契約の有効期間は、契約を結んだ日から利用者の要介護認定の有効期限満了の日までとします。

ただし、契約期間満了の14日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れが無い限り本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (介護計画書の作成・変更)

- 1 事業者は、訪問調査や居宅介護支援事業所等からの情報提供により利用者の日常生活全般の状況を把握・分析し、サービスの提供により解決すべき問題状況を明らかにし(これを「アセスメント」といいます)、利用者の希望を踏まえて、サービスの目標やその目標を達成するために提供するサービスの具体的な内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書(以下、「介護計画書」という。)を作成します。
- 2 事業者は、利用者及びその家族に対し介護計画書の内容を説明し、同意を得た後に当該計画書を交付し、サービスを提供します。
- 3 事業者は、提供したサービスについて、介護計画書に記載した目標期間が終了する都度、当該目標の達成度合いや実施状況等を評価します。また、介護計画書に記載した目標期間が終了した場合、または利用者に状況変化があった場合には、当該計画の変更(再作成)をします。

第4条 (サービスの内容)

- 1 事業者は、介護計画書に基づき、利用者に対し、入浴・食事・排泄・レクリエーション等の日中の生活の介護、機能訓練、その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供します。
- 2 事業者が提供するサービスの具体的な内容については、別に説明してお渡しした重要事項説明書及び介護計画書に記載のとおりです。
- 3 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するように申し出ることができます。事業者は、利用者から申し出があった場合には、第1条に規定するサービスの目的に反するなど正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前にご家族に連絡し了承をえるものとし、併せて下記について記録します。

やむを得ず身体的拘束を行う理由

身体的拘束の方法・内容

身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時
身体的拘束を行っている間の利用者の様子
身体的拘束に代わる方法について検討した処遇会議等の結果

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、事業所で作成するサービス提供の記録様式に毎日のサービス提供の内容を記録します。
- 2 前項で事業者が作成するサービス提供の記録は、契約終了の日から2年間保存します。
- 3 利用者及びその家族は、事業者に対し、いつでも前項に定める記録の閲覧・複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6条（利用料金）

- 1 事業者が提供するサービスの利用料金は、別にお渡しした重要事項説明書に記載のとおりです。
- 2 利用者は、所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（重要事項説明書に定める自己負担分。通常は利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
ただし、利用者がまだ介護認定を受けていない場合や、1年以上保険料を滞納している場合は、利用料金の全額を一旦全額支払うものとします。この場合、事業者は利用者へ、サービス提供証明書を発行します。
- 3 重要事項説明書に記載の介護保険対象外サービス料は、利用者がその全額を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を明らかにした請求書を、利用月の翌月末までに利用者へ送付します。
- 5 利用者は、事業者に対し、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で利用料金を支払うものとします。
- 6 事業者は、前項の支払を受けた後速やかに領収証を利用者に対して発行します。

第7条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合には第6条に定める利用料金を変更することができるものとします。
- 2 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、第6条第3項に定める利用料金について、変更を行う日の1ヶ月前までに利用者に対して説明をした上で当該サービス料金を変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意できない場合には、文書により通知することにより本契約を解約することができるものとします。

第8条（利用者の事業所利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用箇所、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の建物・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との

協議により、居室又は共用箇所、設備の利用方法等を決定するものとします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して3日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は事業者に対し文書で通知することにより即座に本契約を解約することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合
 - 事業者が守秘義務に反して個人情報を漏洩した場合
 - 利用者やその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対し文書で通知することにより即座に本契約を解約することができます。
 - サービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず14日以内に支払われない場合
 - 利用者またはその家族が、事業所やその従業員に対して契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解消されます。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）または要支援認定（要支援1～2）となった場合
 - 利用者が死亡した場合

第10条（退去時の援助）

事業者は、利用者が退去する際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、利用者及びその家族に必要な援助を行うものとします。

第11条（居室の明け渡し 清算）

- 1 利用者は、第8条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第8条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの家賃及び管理費相当額を事業者に対し支払うものとします。ただし、第9条第5項第3号の規定に該当する場合は、この限りではない。

第12条（残置物の取引等）

- 1 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し、利用者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引き渡すものとします。

但し、その引渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。

- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第13条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 事業者は、利用者に医療上の緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。
- 3 前二項に係わらず、利用者に適正なサービスを提供するため、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等との連携を図る必要がある場合には、利用者及びその家族から事前に同意を文書で得たうえで、その個人情報を用いることができるものとします。

第14条（賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者及びその家族に生じた生命・身体・財産に関する損害について賠償する責任を負います。前条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償を速やかに行うものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第17条（緊急時の対応）

事業者は、現に認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等の緊

急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医、協力医療関係、救急隊、家族に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

第18条（他の事業所等との連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第19条（苦情・相談の対応）

- 1 利用者またはその家族は、提供されたサービスに苦情・相談がある場合には、いつでも重要事項説明書に記載された窓口に申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者またはその家族が前項に定める苦情・相談の申し立てを行った場合、これを理由として利用者またはその家族に対して、何ら差別的取扱いをしないものとします。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から苦情・相談の申し立てがあった場合は、迅速・丁寧に対処し、サービスの向上・改善に努めるものとします。

第20条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとします。

第21条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ一通ずつ保有するものとします。

契約日 平成 年 月 日

事業者 { 事業者名 社会福祉法人成和会
事業者所在地 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地
事業者代表者名 理事長 三木 義弘 印

この契約に定めるサービスを提供する事業所に関する記載
事業所名 菊水苑喜志の郷
事業所所在地 大阪府富田林市桜井町2丁目1835番地
事業所責任者 管理者 井元 隆宏

利用者 { 住所
氏名 印

家族 (代理人) { 住所
氏名 印